

2019.08.01

PL レポート(製品安全) <2019 No.5>

■「PL レポート (製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行し、製造物責任 (Product Liability: PL) や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス

○経済産業省が「生活用製品安全法に基づくリコールの実効性改善に関する検討会報告書」を公表
(2019年6月20日 経済産業省)

経済産業省は6月20日、「消費生活用製品安全法に基づくリコールの実効性改善に関する検討会」の報告書を公表しました。本報告書によると、検討会では、消費生活用製品のリコール実施の諸課題の対応について、産業界・消費者代表・学識経験者等により検討され、下表のとおりとりまとめられています。

(表) 消費生活用製品のリコールに関する課題と今後の対応策

課題		対応策	
1	より実態に即したリコール進捗度の評価方法	残存率のリコール実施率への反映	・従来の計算方法によるリコール実施率に併せて、推定廃棄台数をリコール対策済み台数に加算した補正実施率を参考値として記載する。(※)
		定期的なリコール進捗報告の頻度見直し／終了手続きの明確化	・リコール開始後1年目は3か月毎、2年目以降は6か月毎の報告を基本とする。 リコール同事象の事故が3年間発生していないことを前提に、以下のいずれかを満たす場合、リコールの進捗状況についての「自己評価報告書」を作成し経済産業省から承認を受け、報告終了とする。 ①リコール実施率、若しくは補正実施率が90%を超えていること ②リコール実施率が頭打ち状態に達し2年間経過していること
2	近年の商取引形態の多様化に伴う対応	消費生活用製品安全法に基づく事業者責任やリコール手続の周知徹底	・関連する業界団体等を通じて国内外の事業者に対して消費生活用製品安全法の周知徹底を強化する。 ・事業者の責任や事故原因調査への協力の必要性、リコールの実施に係る行政手続等の要約版と、詳細な「良くある質問集 (FAQ)」を経済産業省のウェブサイトに掲載し、さらに SNS 等を活用して周知を図る。
		事故原因調査への事業者の協力	・インターネット・モール出品者である輸入・製造事業者特に問題が認められる場合には、必要に応じて経済産業省から当該インターネット・モール事業者に対し、当該出品者が消費生活用製品安全法の違反のおそれがある事業者として通知する。

課題		対応策	
		行政と関係産業界との緊密な情報共有と連携強化	・重大製品事故契機のリコールか否か、当該製品の商品（JAN）コード、未対策品の外観上の見分け方等の参考情報を公表する。 ・リコール情報の電子メールによる配信や、汎用性の高い電子媒体によるダウンロード提供を行い、インターネット・モール事業者、産業界や消費者団体、メディア等での活用を図る。 ・重大製品事故契機のリコール事案は、毎年度、とりまとめて公表する。
		緊急対応が必要なリコール事案の対応	・経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構は、リコール実施事業者の協力を得て、動画等により未対策品の危険性がより明確・具体的に消費者に伝わるよう注意喚起を図る。 ・リコール対象品と同一品のおそれがある製品の出品や流通を確認した場合は、インターネット・モールや量販店等の流通関係者に広く周知し、SNS 等で消費者にも注意喚起を実施する。
3	中小・零細事業者にとってのリコール保険活用	—	・中小・零細企業のリコールリスクに関する調査や、周知啓蒙活動を継続的に行う。 ・中小・零細企業のリコール実施に活用可能な低コストのリコール保険実現の可能性等について、産業界と協力し必要なデータ収集を含む検討作業に取り組む。

出典：消費生活用製品安全法に基づくリコールの実効性改善に関する検討会報告書をもとに弊社にて作成

なお、上記表の「より実態に即したリコール進捗度の評価方法」で示された対応策を反映する形で、「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」が改定され、7月1日付で「消費生活用製品のリコールハンドブック 2019」が発行されています。「近年の商取引形態の多様化に伴う対応」「中小・零細事業者にとってのリコール保険活用」に関しても、ここで示された対応策が具体化していくことが考えられますので、事業者においては、今後の経済産業省の動向を注視することが望まれます。

※「消費生活用製品のリコールハンドブック 2019」（132～133 頁）では、先行的に取り組みが進んでいる一般財団法人家電製品協会、一般社団法人日本ガス石油機器工業会の市場残存率算出モデルの作成や自己評価の取組み事例とともに、以下の補正実施率の計算式を紹介している。

$$\text{補正実施率} = (\text{リコール実施数} + \text{推定廃棄数}) / \text{リコール対象数} \times 100$$

出所：経済産業省プレスリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190620004/20190620004.html>

海外トピックス

○中国国家市場監督管理総局が「消費品リコール管理規定」の修正案を公表
(2019 年 4 月 29 日 WTO/TBT 通報)

中国国家市場監督管理総局（以下「当局」）は、「消費品リコール管理規定（以下「規定」）」の修正を行い、2019 年 4 月 29 日付で WTO/TBT 通報の形で公表しました。

本規定は 2019 年 2 月 2 日にドラフトが公表され、中国国内でパブリックコメントに付されていきました。今回の修正案は、前回のパブリックコメントでの各方面からの意見を踏まえたものとみられます。

なお、本規定の WTO/TBT 通報は 2017 年 11 月に続く 2 回目となるものであり、この通報にかかわる各国からの意見募集は 2019 年 6 月 27 日で締め切られています。

前回 2 月の規定案からの主な変更点は以下の下線箇所のとおりです（※前回の規定案の内容については、弊社「PL レポート（製品安全）2019 年 4 月 1 日号」をご参照下さい）。

1. 回収対象製品の範囲を修正（「全て」の文言を削除）

該当条文	内容
旧規定案（7 条）	生産者は欠陥消費品のリコール主体であり、消費品に欠陥が存在する場合は本規定に従い、 <u>全て回収しなければならない</u> 。・・・
新規定案（7 条）	生産者は欠陥消費品のリコール主体であり、消費品に欠陥が存在する場合は本規定に従い、 <u>回収しなければならない</u> 。・・・

2. 重大製品事故の種類を追加／当局への第一報の期限を変更

該当条文	内容
旧規定案（10 条）	生産者・経営者は自社の消費品に起因して、死亡、重大な疾病・人身傷害、重大な財産損失のリスクを認識した場合は、 <u>24 時間以内に</u> 所在地の当局に報告しなければならない。・・・
新規定案（10 条）	生産者・経営者は自社の消費品に起因して、死亡、 <u>火災</u> 、重大な人身傷害、重大な財産損失のリスクを認識した場合は、 <u>2 営業日以内に</u> 所在地の当局に報告しなければならない。・・・

3. 国外でのリコール情報を知った場合の当局への報告期限を変更

該当条文	内容
旧規定案（10 条）	生産者は、国外で関連する消費品のリコール情報を認識した場合は、 <u>速やかに</u> 所在地の当局に報告しなければならない。・・・
新規定案（11 条）	生産者は、国外で関連する消費品のリコール情報を認識した場合は、 <u>5 営業日以内に</u> 所在地の当局に報告しなければならない。・・・

4. リコール完了報告時期を変更

該当条文	内容
旧規定案（23 条）	生産者は、リコールの開始後 3 か月ごとに進捗状況を当局へ報告するとともに、リコールの完了後は総括報告を行う。総括報告の提出期限は <u>2 年を超えてはならない</u> 。
新規定案（24 条）	生産者は、リコールの開始後 3 か月ごとに進捗状況を当局へ報告しなければならない。当局からの要請があった場合、生産者は要請に対応しなければならない。 <u>リコールの完了後は 15 営業日以内に当局に対して総括報告を行わなければならない</u> 。

5. 罰則対象事象を追加（その１）

該当条文	内容
旧規定案（26条）	以下のケースで生産者や経営者が期日までに改善に応じない場合、1万元以上3万元以下の罰金を課す。 （１）事故報告を怠った場合。 （２）国外のリコール情報の報告を怠った場合 （３）リコール実施計画の策定を怠った場合 （４）リコールの中途報告や総括報告を怠った場合
新規定案（27条）	以下のケースで生産者や経営者が期日までに改善に応じない場合、1万元以上3万元以下の罰金を課す。 （１）事故報告を怠った場合。 （２）国外のリコール情報の報告を怠った場合 （３）調査分析を実施しない場合 （４）リコール実施計画の策定を怠った場合 （５）リコールの中途報告や総括報告を怠った場合

6. 罰則対象事象を追加（その２）

該当条文	内容
旧規定案（28条）	以下のケースで生産者や経営者が期日までに改善に応じない場合、3万元以下の罰金を課す。 （１）欠陥の存在を確認したにもかかわらず、生産・販売・輸入を停止せず、リコールを実施しなかった場合 （２）消費品に起因する死亡、重大な疾病・人身傷害、重大な財産損失のリスクが顕在化しているにもかかわらず、リスクの予防低減に有効な措置を講じなかった場合 （３）欠陥を隠ぺいした場合 （４）期限までにリコールを実施しなかった場合
新規定案（29条）	以下のケースで生産者や経営者が期日までに改善に応じない場合、3万元以下の罰金を課す。 （１）欠陥の存在を確認したにもかかわらず、生産・販売・輸入を停止せず、リコールを実施しなかった場合 （２）消費品に起因する死亡、重大な疾病・人身傷害、重大な財産損失のリスクが顕在化しているにもかかわらず、リスクの予防低減に有効な措置を講じなかった場合 （３）リコール対象製品についてリスクを除去しないまま再度販売した場合 （４）欠陥を隠ぺいした場合 （５）期限までにリコールを実施しなかった場合

本規定の基本的なコンセプトについては前回2月の案と大きな変更はなく、総じていえば事業者の側に立った、より現実的な内容に変更されたものと評価できます。一方で、罰則対象事象の追加にみられるように、当局の権限が部分的に増加している形にもなっています。

事業者側にとって有利な内容に修正されたとはいえ、報告義務が多岐にわたっていることや、罰則規定が存在するなど、わが国の消費生活用製品のリコール制度よりも厳格な内容になっていることに変わりはありません。

本規定については2019年中に施行される予定である点についても変わりはないため、自社のリコールに係る各種仕組み・ルールが本規定に対応できるかどうかを、今のうちから検証しておくことが望まれます。

出所：中国 WTO／TBT-SPS 通報諮詢網

<http://www.tbt-sps.gov.cn/tbtTbcx/getTbcxContent.action?mid=30106&TBType=1>

製品安全に関するコラム

〇AI と製品安全－総務省情報通信政策研究所の AI ネットワーク化に関する報告書から読み解く

ここ数年 AI（人工知能）の研究開発は急速に進展しており、様々な課題の解決にその利用が期待されています。一方で、AI の判断のブラックボックス化や制御喪失といったリスクに対する不安が AI の開発や利用促進の阻害要因となる懸念も生じています。

こうした状況を背景に、総務省情報通信政策研究所は AI ネットワーク社会推進会議を開催し、AI のネットワーク化をめぐる種々の議論を行っていますが、報告書の中で AI システムの安全性についても言及しています。

そこで今回のコラムでは、AI を用いたシステムの中でも、製品（モノ）が関与し、システムからの出力がモノを経由して人体や財物に影響を及ぼすケースについて、AI と製品安全の関わりを考えてみたいと思います。

AI ネットワーク社会推進会議は 2017 年 7 月に報告書 2017 を公開していますが、この際「国際的な議論のための AI 開発ガイドライン案」を策定し、AI の開発において留意することが期待される事項として 9 つの原則を挙げています。

その第 4 原則にはアクチュエータ※を有したハードウェア、すなわち「モノ」が付随する AI システムを想定して、「開発者は、AI システムがアクチュエータ等を通じて利用者及び第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないように配慮する」として、製品安全の観点に言及しています。

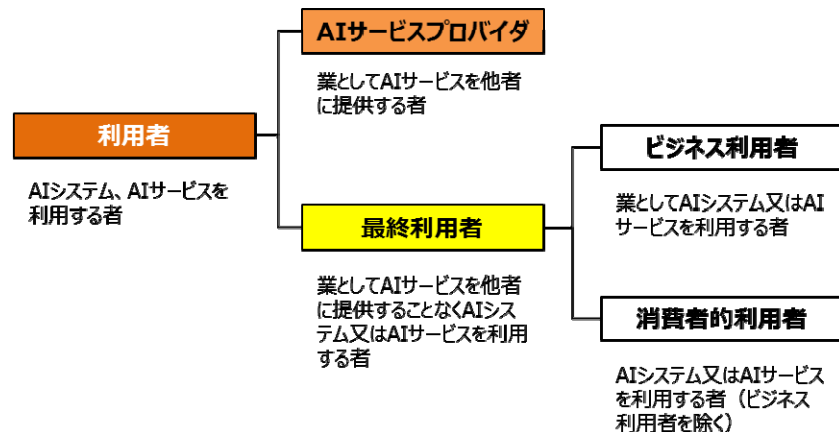
そして、AI システムの安全性に関するリスクを評価すること、AI システムがアクチュエータ等を通じて稼動する際の「モノ」の本質安全（運動エネルギーなど危険要因の低減）や機能安全（付加的な制御装置によるリスクの抑制）に資するよう措置を講ずること、ステークホルダに対して当該 AI システムの設計の趣旨及びその理由を説明するよう努めること、等を求めています。

これはすなわち、AI を用いたシステムであっても、人体の損傷や物的損害など目に見える形で危害が発現するのはアクチュエータを介した「モノ」の側であることを認識し、製品（モノ）の側でどのような対策を講じていくべきかを考えていくことが重要であるということです。

「モノ」の側での安全性の確保を最後の砦と位置付け、可能な限りリスクアセスメントを行って許容可能な範囲までリスクを低減していくことが、AI を搭載したシステムであっても、製品安全の基本であることは変わらないということが言えるでしょう。

一方、今年 6 月 14 日に公開された報告書 2019（案）では、「AI は、利活用の過程でデータの学習等により自らの出力やプログラムを継続的に変化させる可能性がある」（同報告書より）として、利活用の過程で、開発時の想定を超えた（想定しえない）アウトプット（判断、動作等）が生じる可能性を指摘しています。そのため、AI システムのこのようなリスクを抑制し、社会における信頼を醸成するためには「AI の利活用においても留意すべき事項が有る」（同）として、AI システムの利用者を対象に、10 の「AI 利活用原則」を整理した「AI 利活用ガイドライン」を策定しています（「利用者」については図 1、また詳細は「AI 利活用ガイドライン」を参照ください）。

図1 AIの利用者



（「AI 利活用ガイドライン」をもとに弊社にて作成）

その4つ目に、アクチュエータを有した「モノ」が付随するAIシステムを対象に、「利用者は、AIシステム又はAIサービスの利活用により、アクチュエータ等を通じて、利用者及び第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないよう配慮する」として、安全原則が謳われています。

ここでは、業としてAIシステムを提供あるいは利用する者（同ガイドラインでは、「AIサービスプロバイダ」および「ビジネス利用者」としています）に対し、開発者からの情報をもとに、危害が発生しないように対応策を取ることを期待するとして、AIの点検やアップデートを実施すること、AIが想定外の動作を起こした場合でもシステム全体で安全を確保できる仕組みを構築することを求めています。

また、同利用者は、危害が発生した場合に講ずるべき措置をあらかじめ整理しておくことも期待されるとし、措置の例としてシステムのロールバック（障害が起こった際に直前の状態まで戻すこと）や代替システムの利用、システムの停止、ネットワークからの遮断、関係者への報告等を挙げ、あわせてそれらの情報を、システムを使うだけの利用者（「消費者的利用者」）に対して提供することも期待するとしています。

加えて、システムを使うだけの利用者についても、提供された情報に注意して利用し、AIの点検やアップデートを適宜行うよう求めています。

つまり、AIシステムの場合、開発段階でアクチュエータを介した「モノ」の全ての誤動作を予見することは極めて難しいと考えられるため、「利用者」に対しても、AIシステムのリスクを認識した上で、危害の未然防止や拡大抑止に重要な役割を期待しているものと考えられます。

AIを用いたシステムには、従来の製品・システムには無い拡大したリスクがあることが想像できます。また、「利用者」の中にも開発サイドに近い利用者から、事業としてシステムを提供したり使用したりする利用者、単に使うだけの利用者まで幅広い立ち位置が考えられるため、誰がどこまでの責任を果たすべきかなど、検討すべきことは少なからずあると考えられます。

しかし、AIシステムでは発生しうる全ての事象を予見することが極めて難しいゆえに、利活用の段階においても不具合や誤動作の兆候をできる早く察知し対応できるようにしなければなりません。そのためには、開発者や利用者等さまざまな関係者がコミュニケーションを密にし、

AI を搭載したシステムの製品安全確保に向けた連携・協力を行えるようにすることが肝要であると言えるのではないのでしょうか。

※アクチュエータとは、モータやシリンダー等、エネルギーを運動に変換する機械要素を指す。

出所：国際的な議論のための AI 開発ガイドライン案

http://www.soumu.go.jp/main_content/000499625.pdf

AI 利活用ガイドライン

http://www.soumu.go.jp/main_content/000624438.pdf

AI ネットワーク社会推進会議の報告書

報告書 2017 http://www.soumu.go.jp/main_content/000499624.pdf

報告書 2019（案） http://www.soumu.go.jp/main_content/000624436.pdf

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

MS & AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部 製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2019